

静岡県インフルエンザ予防接種促進事業費助成金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行による医療提供体制のひっ迫を未然に防ぐため、インフルエンザの予防接種を行った乳幼児の保護者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 対象

助成金の交付対象となる者（以下、「対象者」という。）は、次の要件のいずれにも該当している者とする。

- (1) 静岡県内に居住している者
- (2) インフルエンザ予防接種時に生後6か月以上である者
- (3) 令和4年4月1日現在3歳未満の者(平成31年4月2日以降に生まれた者)
- (4) 令和4年9月1日から令和5年1月31日までにインフルエンザ予防接種をした者

第3 助成額

助成金の金額は、医療機関等で支払ったインフルエンザ予防接種費用を超えない範囲で1回当たり上限2,000円で、対象者1人当たり2回までとする。ただし、対象者の居住市町において、対象者を対象とするインフルエンザ予防接種の助成金等を交付する制度がある場合は、当該市町の助成金等の金額をインフルエンザ予防接種費用からあらかじめ控除し、県の助成額を算定する。

第4 助成金の申請

助成金の申請は、第2に規定する対象者の保護者（以下、「申請者」という。）とし、別に定める申請方法により次に示す書類を知事に提出するものとする。ただし、この要綱において保護者とは、親権者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。なお、知事がやむを得ないと認める場合は、提出する書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し
- (3) 運転免許証等申請者の本人確認書類（申請者の居住地がわかるもの）
- (4) 対象者の母子手帳の写し(対象者の生年月日及びインフルエンザ予防接種歴がわかるもの)
- (5) インフルエンザ予防接種の領収書の写し(医療機関等で支払ったインフルエンザ予防接種費用がわかるもの)
- (6) その他知事が必要と認める書類

第5 申請期間

申請期間は、令和4年11月21日（月）から令和5年2月10日（金）までとし、申請者は、原則として対象者がインフルエンザ予防接種を2回接種した後に申請するものとする。ただし、体調不良で接種を中止する等、知事がやむを得ないと認める場合は、1回接種した後に申請することができる。

第6 支給の決定

知事は、申請者から申請があった場合は、その内容を審査し、速やかに助成金の交付決定及び確定又は助成金の交付の決定をしない旨の決定を行うものとする。

また、知事は、助成金の交付決定及び確定通知書（様式第2号）又は助成金の交付の決定をしない旨の通知書（様式第3号）を作成し、申請者に対し通知するものとする。なお、交付の決定をしない旨の通知をするときは、知事は、交付しないこととした理由を示すものとする。

第7 支給方法

知事は、交付決定及び確定を行った助成金を、申請者により申し出のあった金融機関口座への振込により支給する。

第8 助成金の支給等に関する周知等

知事は、事業の実施に当たり、対象者の要件や申請方法、受付期間等の事業概要について、県の公式ホームページその他の方法により申請者への周知を行う。

第9 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 知事が第8の規定による周知を行ったにもかかわらず、第5に定める申請の期日までに申請が行われなかった場合は、申請者が助成金の支給を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、決められた期日までに補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が第8の規定により交付決定及び確定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、決められた期日までに補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第10 決定の取消し及び助成金の返還

知事は、支給要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対して、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、この場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

第 11 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第 10 の規定により助成金の交付の決定の取消しを受け、助成金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100 円につき 1 日 3 銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、助成金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 100 円につき 1 日 3 銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1) の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還の請求を受けた助成金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた助成金の額に充てられたものとする。
- (4) (2) の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、申請者が(1)又は(2)の規定により助成金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第 12 事務の委託

知事は、第 4 の規定による申請書等の受理、第 6 の規定による審査及び通知、第 7 の規定による支給、第 9 の規定による補正並びに第 10 の返還の事務について、委託を受けた者に実施させることができる。

第 13 その他

この要綱に定めがない事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年度分の助成金に適用する。

(様式第 1 号)

略

(様式第2号)

感対第 号
年 月 日

様

静岡県知事 川勝 平太

静岡県インフルエンザ予防接種促進事業費助成金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けの申請に対し、静岡県インフルエンザ予防接種促進事業費助成金交付要綱第6の規定により、次のとおり決定及び確定したので通知します。

1 交付決定及び確定額 金 _____ 円
(支払予定日 年 月 日)

2 交付条件

次のいずれかに該当し、交付の決定及び確定を取り消された場合には、速やかに助成金を返納すること。

- ア 交付申請の内容が事実と異なる場合
- イ 申請者への二重支給が判明した場合

(様式第3号)

感対第 号
年 月 日

様

静岡県知事 川勝 平太

助成金の交付の決定をしない旨の通知書

年 月 日付けで申請があった静岡県インフルエンザ予防接種促進事業費助成金の交付の決定については、下記の理由によりこれをしないこととしたので、静岡県インフルエンザ予防接種促進事業費助成金交付要綱第6の規定により通知します。

記

理由

担 当
電話番号